最終更新日：2015年6月19日

株式会社ミツバ
長瀬 裕一
問合せ先：総務部 0277-52-0111（大代表）
証券コード：7280
http://www.mitsuba.co.jp

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社におけるコーポレートガバナンスは、企業理念に基づく「喜びと安心を提供する企業」として継続的な企業活動を行うため、株主様、投資家様、お客様、お取引先様、社会の皆様、社員からの期待に応え、信頼される企業となることを基本的考え方としております。社内における統制は、経営の基本方針・重要事項の決定・経営執行状況を監視する取締役会の下、役付執行役員で構成する常務会にて業務執行にかかわる重要事項の審議・意思決定を行います。また、執行役員により構成されている執行役員会にて情報の共有化を図り、経営管理、事業管理、利益管理、人事管理、品質管理等の業務執行の意思決定を担当する会議体にて実行しております。監査役会おいては、取締役の業務執行の監査とともに執行役員からのヒアリング、内部監査報告の確認を通じて経営の効率性及び適法性の観点から監査を行っております。加えて、当社では遵法経営体制の確立、経営リスク対応の強化、商品・サービスの安定供給を目的とした、コンプライアンス体制およびリスクマネジメント体制の強化を推進しております。企業情報の開示については、株主様・投資家様をはじめとするステークホルダーの皆様に対し、当社への理解、および適正な評価を可能とするために、さらには当社が説明責任を果たし、経営の透明性を高めるために、公正かつ適時・的確な開示を行います。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%以上20%未満

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数（株）	割合（%）
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	2,470,900	5.42
株式会社横浜銀行	2,199,330	4.82
日産自動車株式会社退職給付信託口座 信託受託者みずほ信託銀行株式会社 再信託受託者資産管理サービス信託銀行株式会社	1,742,000	3.82
ミツバ取引先企業持株会	1,699,286	3.72
日立オートモティブシステムズ株式会社	1,689,717	3.70
本田技研工業株式会社	1,662,549	3.64
有限会社サンフィールド・インダストリー	1,550,000	3.40
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	1,549,200	3.39
セコム損害保険株式会社	1,343,374	2.94
第一生命保険株式会社	1,296,655	2.84

支配株主（親会社を除く）の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明

―――

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3 月
業種	電気機器
直前事業年度末における（連結）従業員	

数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

当社は連結上場子会社2社を有していますが、各社の自主責任経営を尊重しています。

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	20 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	会長(社長を兼任している場合を除く)
取締役の人数 更新	7 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	0 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
工藤 光和	他の会社の出身者					○		○				

※ 会社との関係についての選択項目
※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者
b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
k その他

会社との関係(2) 更新

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	20 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	会長（社長を兼任している場合を除く）
取締役の人数 更新	7 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	0 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
工藤 光和	他の会社の出身者					○		○				

※ 会社との関係についての選択項目
※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者
b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h 上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
工藤 光和		株式会社横浜銀行 執行役員 当社と株式会社横浜銀行とは金銭貸借等の取引関係があり、前連結会計年度年度 末日現在における借入額は、41,090百万円であります。 平成27年6月19日付で責任限定契約を締結しております。	工藤 光和氏は、株式会社横浜銀行の執行役員としての豊富な経験と優れた見識があり、当社経営陣の意思決定内容およびそのプロセスに対し、客観的な助言ができることから、独立性の有無に関わらず、当社の社外取締役として選任しております。 なお、同氏は当社の主要取引先である株式会社横浜銀行の業務執行者であり、独立性に関する開示加重要件に該当いたします。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	5 名
監査役の人数	4 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役会は、会計監査人からの年度監査計画の説明を受けるとともに、期中の監査の状況、四半期・期末監査の経過と結果について随時説明・報告を求めております。
監査役は、当社の内部監査部門である監査室から年度監査計画の説明を受け、監査視点等のすり合わせを実施し、期中に行われる各監査の報告を求めております。また、定期的に実施している監査役と監査室の情報交換会を通して、監査実施状況や内部統制システムの整備状況と妥当性・有効性を確認しております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)											
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
塚越 紀隆	他の会社の出身者										○			
藤原 晃	弁護士													

※ 会社との関係についての選択項目
※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
塚越 紀隆	○	桐生瓦斯株式会社 代表取締役社長 当社独立役員 平成24年3月28日付で責任限定契約を締結しております。	塚越紀隆氏は、桐生瓦斯株式会社の代表取締役であり、経営者としての豊富な経験と幅広い見識を当社の監査に反映していただくため、当社の社外監査役として選任しております。 独立性の基準には該当しておらず、一般株主と利益相反の生じるおそれはないと考えられることから、独立した立場での監督機能を十分に担えるものと判断し、平成25年6月21日の取締役会において独立役員に選任いたしました。

藤原 晃	○	弁護士 当社独立役員 平成24年3月28日付で責任限定契約を締結しております。	藤原晃氏は、弁護士であり、法律家の観点から、監査体制の強化を図るために当社の社外監査役として選任しております。また、上記のとおり独立性が高いこと、ならびに法曹関係者であり、一般株主と利益相反の恐れがないことから平成22年2月10日開催の取締役会において独立役員に選任いたしました。

【独立役員関係】

独立役員の人数	2 名

その他独立役員に関する事項

―――

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	業績連動型報酬制度の導入

該当項目に関する補足説明

取締役の報酬については、職務に基づき支給される固定の月額報酬と、経営業績の達成度によって変動する業績連動報酬で構成しております。
なお、社外取締役については、固定の月額報酬のみとしております。

ストックオプションの付与対象者	

該当項目に関する補足説明

―――

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 更新

当社では、社内取締役および社外取締役の別に各々の総額を開示しております。
平成27年３月期において当社の社内取締役に対して支払われた報酬総額は169百万円、社外取締役に対して支払われた報酬総額は、4百万円であります。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役及び監査役の報酬については、株主総会の決議により、取締役全員及び監査役全員のそれぞれの報酬総額の最高限度額を決定しております。各取締役の報酬額は、取締役会の授権を受けた代表取締役が当社の定める一定の基準に基づき決定し、各監査役の報酬額は、監査役の協議により決定いたします。
取締役の報酬については、職務に基づき支給される固定の月額報酬と、経営業績の達成度によって変動する業績連動報酬で構成しております。
なお、社外取締役については、固定の月額報酬のみとしております。
監査役の報酬については、その職務に鑑み、固定報酬である月額報酬のみとしております。

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】 更新

社外取締役および社外監査役に対しては、総務部を担当として、毎月開催される取締役会への付議案件の事前連絡、開催後に議事の経過および結果の内容を連絡しております。社内情報が必要な案件については事前に担当役員との面談を行い、また開示すべき情報が発生した場合には、一般開示に先立ち開示情報を提供しております。
社外監査役に対するサポートは、４名の監査役で構成する監査役会による連携をはじめ、詳細な業務連携についても、監査役会に置く事務局

が、その連携に努めております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）更新

当社の社内における統制は、経営の基本方針・重要事項の決定・経営執行状況を監視する取締役会の下、役付執行役員で構成する常務会にて業務執行にかかわる重要事項の審議・意思決定を行います。また、執行役員により構成されている執行役員会にて情報の共有化を図り、経営管理、事業管理、利益管理、人事管理、品質管理等の業務執行の意思決定を担当する会議体にて実行しております。また、監査役会は、取締役の業務執行の監査とともに執行役員からのヒアリング、内部監査報告の確認を通じて経営の効率性及び適法性の観点から監査を行っております。
当社の内部監査は、監査室を置き、経営方針、計画、手続きの妥当性や、業務諸活動の有効性、合理性の監査及び子会社監査を実施しております。その任にあたる監査体制は、専従者3名と、必要に応じた専門分野からの監査要員を組み入れて監査をしております。また、内部統制システム監査や会計監査、その他に専門分野における監査として、品質保証部が主管する内部品質監査、情報システム室が主管する情報システム監査、経営企画室が主管する内部環境監査を定期的に実施しその目的を果たしております。当社の監査役は、社内監査役2名、社外監査役2名、計4名にて監査役会を構成しております。期初に設定する監査方針・計画・分担に沿ってそれぞれの監査業務を遂行しております。また定期的（9回／年）に開催する監査役会において、監査に関する情報及び意見の交換を行い、効果的な監査意見の醸成に努め、必要に応じた実地確認を実施しております。加えて、グループ経営の合法・妥当の見地からは、主要な子会社の監査役を招集してのグループ監査役連絡会を開催し、日常の監査情報、意見の交換に努めています。
監査役監査、会計監査人監査、内部監査の連携は、監査方針のすりあわせをはじめ、期中で設ける監査講評会での連携や、定期的な監査意見の交換を実施し、各様の監査が合理的・効果的にその任を果たせるべく努めております。
当社の会計監査については、新宿監査法人を選任しております。業務を執行した公認会計士は、指定社員・業務執行社員壬生米秋氏、指定社員・業務執行社員末益弘幸氏であります。当社の会計監査業務に係る補助者は、公認会計士9名、その他5名であります。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、経営判断を迅速、適切に行えるよう、取締役会、監査役会設置に加え、業務執行権限を経営会議等の会議体に委譲しており、業務を実行する機能組織（部・課・プロジェクト）とのマトリックス構造となっております。また、執行役員制度を導入し、さらに社外取締役1名、社外監査役2名が就任することで、ガバナンスの強化と経営の効率化を推進しております。グループ内の輸送用機器関連事業では、事業戦略の効果的・効率的な実践と結果責任の明確化を図るために事業責任者制を導入しております。
上記のようなコーポレートガバナンス体制に対し、独立性の高い独立役員の社外監査役を含めた監査役による監視体制が経営監視機能として有効であると判断し、現状の体制を採用しております。

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	法定日程の3日前にWEB開示を行い、1日前に書面の発送を行っております。
集中日を回避した株主総会の設定	第70回定時株主総会は、集中日の1週前にて実施いたしました。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	半期に一度、アナリストおよび機関投資家向けに決算説明会を実施しております。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	年に一度、代表取締役会長ならびに財務担当役員が欧州各国の金融機関および機関投資家等を訪問し、個別に当社事業概況等の説明を実施しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	決算短信・事業報告書・決算説明会向け資料等をPDFファイルにて当社ホームページに掲載しております。	
IRに関する部署（担当者）の設置	総務部広報グループにてIR関連業務を担当し、外部からの問合せ等に適宜対応しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	社員向けリーフレット「私たちの守るべき行動」において、株主様をはじめとするステークホルダーの尊重に関する事項を定めております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	法定日程の3日前にWEB開示を行い、1日前に書面の発送を行っております。
集中日を回避した株主総会の設定	第70回定時株主総会は、集中日の1週前にて実施いたしました。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	半期に一度、アナリストおよび機関投資家向けに決算説明会を実施しております。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	年に一度、代表取締役会長ならびに財務担当役員が欧州各国の金融機関および機関投資家等を訪問し、個別に当社事業概況等の説明を実施しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	決算短信・事業報告書・決算説明会向け資料等をPDFファイルにて当社ホームページに掲載しております。	
IRに関する部署（担当者）の設置	総務部広報グループにてIR関連業務を担当し、外部からの問合せ等に適宜対応しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	社員向けリーフレット「私たちの守るべき行動」において、株主様をはじめとするステークホルダーの尊重に関する事項を定めております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	年に一度、環境報告書を発行しております。

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社グループにおける内部統制システムの基本方針、体制および施策等は次の通りです。

当社取締役および使用人ならびに子会社の取締役等および使用人の職務の執行が法令および定 款に適合することを確保するための体制について
(1) 当社は、取締役会にて経営上の重要な事項に関する意思決定を法令・定款および「ミツバ経営理念」に基づき行います。
(2) 当社は、代表取締役が議長を務める「グループ役員会」を設置し、当社企業集団におけるCSR（企業の社会的責任）活動およびリスクマネジメント活動を統括いたします。
(3) 当社は、「CSRコンプライアンス会議」を設置し、法令ならびに社会規範等の遵守状況の確認および改善を行います。特に独占禁止法の分野では法令遵守体制を強化するため、「独占禁止法危機管理・再発防止委員会」を設置し、再発防止に努めます。
(4) 当社は、当社グループが社会の期待に応え信頼される企業となるために、当社グループで働く全ての人々のコンプライアンス意識を高めるべく、当社グループの行動規範である「私たちが守るべき行動」の周知徹底をはかります。
(5) 当社は、グループの業務執行状況について監査室が内部監査を実施し、必要とされる改善指示を行います。
(6) 当社は、当社グループにかかる内部通報制度として、社内常設の窓口である「ミツバなんでも相談窓口」を設置いたします。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制について
当社は、取締役会議事録その他、経営意思決定に係る重要な情報は「文書管理規定」等の社内規定に従って、適切に保存および管理を行います。

3. 当社および子会社の損失の危機に関する規程その他の体制について
(1) 当社は、リスク管理に係る社内規定を整備し、前述のグループ役員会にて当社グループにおいて発生し得る損失危機に対応するための取組

Ⅳ 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社グループにおける内部統制システムの基本方針、体制および施策等は次の通りです。

当社取締役および使用人ならびに子会社の取締役等および使用人の職務の執行が法令および定 款に適合することを確保するための体制について
(1) 当社は、取締役会にて経営上の重要な事項に関する意思決定を法令・定款および「ミツバ経営理念」に基づき行います。
(2) 当社は、代表取締役が議長を務める「グループ役員会」を設置し、当社企業集団におけるCSR(企業の社会的責任)活動およびリスクマネジメント活動を統括いたします。
(3) 当社は、「CSRコンプライアンス会議」を設置し、法令ならびに社会規範等の遵守状況の確認および改善を行います。特に独占禁止法の分野では法令遵守体制を強化するため、「独占禁止法危機管理・再発防止委員会」を設置し、再発防止に努めます。
(4) 当社は、当社グループが社会の期待に応え信頼される企業となるために、当社グループで働く全ての人々のコンプライアンス意識を高めるべく、当社グループの行動規範である「私たちが守るべき行動」の周知徹底をはかります。
(5) 当社は、グループの業務執行状況について監査室が内部監査を実施し、必要とされる改善指示を行います。
(6) 当社は、当社グループにかかる内部通報制度として、社内常設の窓口である「ミツバなんでも相談窓口」を設置いたします。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制について
当社は、取締役会議事録その他、経営意思決定に係る重要な情報は「文書管理規定」等の社内規定に従って、適切に保存および管理を行います。

3. 当社および子会社の損失の危機に関する規程その他の体制について
(1) 当社は、リスク管理に係る社内規定を整備し、前述のグループ役員会にて当社グループにおいて発生し得る損失危機に対応するための取組みを進めております。また、当社グループの損失危機に対する対応の周知と徹底をはかります。
(2) 当社は、商品の生産から販売までのリスクを扱う組織として「生販会議」を設置し、商品の品質保証、安定供給および防災の観点からリスクの洗い出し、対策の指示または監査等、必要とされる対応施策を実行すると共に、グループとしてのBCP(事業継続計画)および適切な管理体制を整備いたします。

4. 当社取締役および子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制 について
(1) 当社は、取締役会より業務執行を委任された執行役員制度を採用しております。当社取締役会は、その委任した業務の執行状況について当該執行役員から適宜報告を受けます。
(2) 当社は、重要な経営課題の審議および意思決定を行う、「経営会議」および「常務会」等を設け業務執行の迅速化をはかります。
(3) 当社ならびに当社グループ各社は、中期(3年間)および単年度の事業計画を策定し、各部門およびグループ各社においてその達成のために必要とされる具体的な諸施策を立案し実行いたします。
(4) 当社は、当社「方針管理規定」に基づき当社グループの経営方針を管理すると共に、定期的なマネジメント・レビューにより子会社の取締役および執行役員の適切かつ迅速な業務執行を行います。

5. 当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制について
(1) 当社は、当社グループ全社を3つのドメインに分類し、前述のグループ役員会において当社グループの経営方針の策定、経営資源の配分等を行い、グループ経営体制の強化をはかります。グループ役員会は、定期的に各ドメインの主管会社より各ドメインおよび各社の事業状況の報告を受けております。
(2) 当社は、当社「関係会社管理規定」に基づき子会社の事業状況その他の重要事項について各社より報告を受け、必要に応じ指導を行います。

6. 監査役がその職務を補助すべき使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項、当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項について
(1) 当社は、監査室に当社監査役の職務を補助する従業員を配置いたします。
(2) 当社監査役の職務を補助する従業員の人事および組織変更については、事前に監査役会または監査役会の定める常勤監査役の同意を得ます。
(3) 当社監査役の職務を補助すべき従業員は、その職務において当社監査役の指揮命令のもと職務を遂行し、当社取締役の指揮命令は受けません。

7. 当社ならびに子会社の取締役および使用人が監査役に報告をするための体制、その他の監査役への報告に関する体制、報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制について
(1) 当社ならびに子会社の取締役等および従業員は、当社監査役に主な業務執行状況を適宜適切に報告いたします。また、当社監査役から業務執行に関する事項につき求められたときは速やかに報告を行います。加えて、法令違反行為等の当社グループに著しい損害を及ぼす可能性のある事実を発見したときは直ちに当社監査役に報告を行います。
(2) 当社監査室および関連部門は、当社監査役に対し定期的に当社内部通報窓口に対する相談状況の報告を行います。
(3) 当社は、当社ならびに子会社の取締役等および従業員が当社監査役へ直接通報または報告を行える旨を定めた社内規定、ならびに当社監査役に報告したことを理由として不利な取扱いを受けることのない旨を定めた社内規定を整備すると共に、当社の取締役等および従業員に対し、この旨を周知徹底いたします。

8. 監査役の職務執行について生ずる費用または債務の処理に関する方針について
(1) 当社は、当社監査役が職務の執行に際し法令に基づいて費用の支出または弁済を求めたときは、これを速やかに処理いたします。
(2) 前項に加え、当社監査役会が社外の弁護士等の第三者から助言を求めるときは、当社はこれに要する費用を負担いたします。

9. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制について

(1) 当社監査役は、監査の実効性を確保するため、取締役会、常務会等、経営の重要な意思決定や業務執行の会議に出席すると共に付議資料を事前に確認いたします。
(2) 当社監査役は、当社監査役会が定めた監査方針、監査計画に従い監査室、会計監査人および代表取締役と定期的に意見交換を行います。

10. 財務計算に関する書類その他の情報の適正性を確保するための体制について

当社は、金融商品取引法における財務報告の信頼性、適正性を確保するため、「財務報告に係る内部統制規定」に基づきその仕組みが有効かつ適切に機能することを継続的に評価し、必要な是正措置を実施いたします。

11. 反社会勢力排除に向けた基本的な体制について
当社は、前述の「私たちが守るべき行動」において反社会勢力との関係断絶を掲げております。社会の秩序や安全に影響を与える反社会勢力またはこれと関係のある人や会社とは、関係を持ちません。

また、当社の内部統制システムの整備状況については、次のとおりです。
当社の内部統制システムについては、取締役会にて決議する内部統制システムの基本方針に基づき、コンプラインアンス体制の構築やリスクマネジメントの整備がされております。内部統制システムは、全社会議体のマネジメントシステムで構成されており、毎月開催される取締役会において、経営の基本方針及びその他の重要事項を決定するとともに、業務執行の監督を行っております。業務執行に関する協議・決定には、毎月開催される事業運営に関する協議・決定を行う会議体、利益計画のモニタリング・コントロールを行う会議体、人事に関する審議・決定を行う会議体、及び役付執行役員で構成する常務会において、当社の業務執行に関する緊急かつ重要事項の決定を行います。また、業務執行より独立した内部監査部門として監査室を設置し、業務執行の有効性、合理性及び遵法の視点から内部統制システムをモニタリングする体制を整備しております。
また、業務執行より独立した内部監査部門として監査室を設置し、業務執行の有効性、合理性及び遵法の視点から内部統制システムをモニタリングする体制を整備しております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、当社行動規範である「私たちが守るべき行動」を策定し、反社会勢力との関係断絶を掲げております。社会の秩序や安全に影響を与える反社会勢力またはこれと関係のある人や会社とは、関係を持ちません。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

現時点で、当社はいわゆる買収防衛策といわれる施策を導入しておりません。かかる施策の導入については当社企業価値の持続的な向上・株主共同の利益の維持といった観点に基づき、今後適切な形態をもって実施していきたく考えております。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

―――

V その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

現時点で、当社はいわゆる買収防衛策といわれる施策を導入しておりません。かかる施策の導入については当社企業価値の持続的な向上・株主共同の利益の維持といった観点に基づき、今後適切な形態をもって実施していきたく考えております。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

